

令和 6 年度定例第一回（春）関東地方知事会議

会 議 録

令和 6 年 5 月 2 3 日（木）

（於 都道府県会館 知事会会議室）

関 東 地 方 知 事 会

令和6年度定例第一回（春）関東地方知事会議

1 日 時 令和6年5月23日（木）13：30～15：15

2 会 場 都道府県会館 3階 知事会会議室

3 出席者

会長	東京都知事	小池百合子
	茨城県副知事	横山 征成
	栃木県副知事	北村 一郎
	群馬県副知事	津久井 治男
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	山梨県知事	長崎 幸太郎
	静岡県副知事	森 貴志
	長野県知事	阿部 守一

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 防災・農林部会 国への提案・要望について
- (3) 前回提案・要望事項への措置状況報告について
- (4) 令和5年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について
- (5) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度定例第一回春の関東地方知事会議を開会します。私は、事務局を担当しております東京都政策企画局渉外担当部長の城田と申します。以後、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。報道機関の皆様におかれましては、写真撮影は、会長の挨拶終了までとさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、各都県知事様におかれましては、ご発言に際しまして、マイクスイッチをオンにさせていただいてから、ご発言いただきたいと存じます。それでは、開会に当たりまして、会長である東京都の小池知事からご挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長（東京都知事）

皆様、こんにちは。今年度会長を務めさせていただきます。小池でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年、令和6年であります。とにかくお正月の初っ端から、能登半島地震マグニチュード7.6を記録しております。新たな年の始まりの最初から肝を冷やすような、そういう事態でございました。

そこからもうすでに5か月が経とうとしているわけですが、改めまして亡くなられた方々、深く哀悼の意を表し、また、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、関東地方知事会としましても、被災地の日も早い復興に向けて支援に取り組んでまいりたいと存じております。

さて、本日復興支援の取組の一つでございますが、石川県からのご依頼がございまして、会場の正面のスクリーン、また入口で石川県の観光のPR動画、そしてポスターのご紹介をさせていただいているところでございます。まだご覧になられていない方は、ぜひ後ほどご覧いただければと思います。今日は私、輪島塗のペンダントつけてまいりました。いろんな産品も、皆で宝物、匠を守っていければと思います。

さて、今回の地震で、改めて自然災害の恐ろしさと、その脅威を痛感するとともに、そのために何をしなければならないのか、「備えよ常に」その精神は、日頃からの備えがいかに大切なのかということを思い知ったわけでございます。災害予防、応急対策、そして復興への対応などなど新たに明らかになった課題も多くあるわけございまして、常に改善は重ねていかなければならない、このように思う次第でございます。そして後ほどこの課題解決の一つといたしまして、会長として共同提案をさせていただこうと思います。

また、課題は山積みです。少子高齢化、人口減少、そして賃金の上昇率を上回る物価高、物価高騰が続いております。そしてエネルギー問題であります。広域での連携、また、協力体制が必要な課題、山積を致しております。

振り返りましても、昨年の5月まで、皆さん一致団結しながら、コロナ対策、新型感染症に対しての連携を重ねたことも1年前の話でございますが、あっという間の3年間をみなさんと共に連携をしてきたこと、今改めて思い出したいと思います。

新たな課題も山積みでございますが、関東地方知事会、結束しまして、国に対してしっかり働きかけていく、そのことが重要だと思っております。

本日限られた時間ではございますが、有意義な議論の場、議論の時間にしていきたいと思っております。どうぞご協力よろしくお願い致します。

それでは座らせていただきます。

(3) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 防災・農林部会 国への提案・要望について
- ・ 前回提案・要望事項への措置状況報告について
- ・ 令和5年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について

○事務局

ありがとうございました。会議冒頭の撮影はここまでとさせていただきます。報道関係の皆様は、報道関係者席にご移動をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

なお、本日は、会議のペーパーレス化を図るため、机上にタブレットを1

台をご用意させていただいております。自由に見ていただけるよう、タブレットは皆様の方で操作できるようになっておりますので、各々でページをおめくりいただければと存じます。右から左にスワイプしていただきますと、次のページに移動いたします。また、タブレットを縦にさせていただきますと、資料も縦に表示されます。お近くに事務局の職員を配置しておりますので、何かご不明な点がございましたら、お声がけいただければと存じます。

それでは、議事に入りたいと思います。 小池知事、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは早速協議に入らせていただきます。まず、お手元に次第がございますので、そちらの方でご確認の上、次第に従って進めてまいります。よろしくお願い致します。

始めに、国の施策及び予算に関する提案・要望について、この協議をお願いしたく存じます。まず資料1ですが、提案・要望事項については1枚をおめくり下さい。そして、提案・要望事項の一覧となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。時間に限りがあるため、発言は端的におまとめいただきまして、円滑な議事の進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでははじめに、「1 地方分権改革の推進について」でございます。これは共同提案ということでございますので、私の方から説明をさせていただきます。資料5ページご覧いただきたいと存じます。

地方分権改革の推進ですが、共同提案として例年、提案の方を行っている事項でございます。そして、引き続き地方分権改革の着実な推進を図っていくということが必要でございますので、国と地方の役割分担の適正化など9項目、地方の安定的な財政運営に向けた支援などが20項目、合わせまして29項目について提案・要望を行うものでございます。

それではこの件についてご意見があれば挙手の上、よろしくお願いいたします。

(異議なし)

○会長

それでは今、手が挙がりませんでしたので、原案のままで進めさせていただこうと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。本件については原案どおりさせていただきます。

続きましては、私の方から冒頭の挨拶でも能登半島地震について触れさせていただきました。この課題の取組の一つといたしまして、東京都から追加の提案をさせていただきたいと思います。

2 番目でありますけれども、「災害にかかる住家の被害認定に関する要望について」でございます。私の方から説明させていただきます。資料は 35 ページになっております。

要望の背景でございますが、申すまでもありません。首都直下地震が、この関東地方で大規模な災害となって発生した場合にはどうなるのか。そしてその住家被害は甚大のものになるということが見込まれるわけでございます。被災された方々の一日も早い生活再建が必要なわけでございますが、まずそのスタートラインとなる罹災証明書の速やかな交付が必要となってくるわけであります。今、それぞれの自治体、色々な人材を能登の方に送っていただいて、現場については皆さんも色々と報告も受けておられると思いますけれども、今回の能登半島地震においては、罹災証明書を交付する、そのための前提となります住家被害認定に大変に多くの時間を要しているわけです。

これにつきまして、都は国に緊急要望を行っておりまして、それは住家被害認定に従事できる職員の範囲についてであります。災害基本法などに定められているところが、当該の職員に限定をするといった形、またその長に限定をするという流れになっているわけございまして、応援に行った職員が住家被害判定事務に従事可能ということを求めたところ、その旨が新たな見解として示されたというのが現時点でございます。

ただ、住家被害の認定におきましては依然として課題も残されておりまして、現在の被害程度の判定方法というのは、屋根や外壁など、部位ごとに損壊がどのぐらいの程度なのか、どのぐらいの割合なのかということを算定するなど複雑な仕組みとなっております。

また、認定に従事する職員の知識や経験の差によって判定の結果にばら

つきが生じる、その調整に時間を要しているのが現場の状況でございます。

先ほど申しましたけれど、例えばそこの市の職員が担当する場合も、今、東京都は輪島市に多く送っていますけれども、実際はこの市の職員は二方しかおられない。また、被災地です。ご自身も被災している場合もあると。

関東でこの状況が起こった時に一体誰がどうするのかという話に、まず先ほどの応援職員、これも認めていただくというところまではきておりますが、それぞれの被害の割合は10%刻みになっているのですが、基本的には目視です。いろんな経験や知識、またマニュアルをもとに、その判定を行うということで、その調整に時間がかかっているのが現在であります。

都におきましては、話題のAI活用した被害認定支援ツールというものの開発を致しております、国に先駆けた対応を実施しております。こうしたデジタルツインやAIなど新たな技術や科学の力を積極的に活用していくことが、これからもっと重要になってくるのではないかと。

さらに、現在の被害認定基準ですが、今10%ごとということをお願いしました。住家被害の程度に応じまして6つの区分のなっているわけで、被災者とすれば、住家被害の程度にかかわらず住むことができなければ、結局のところ建て替えざるを得ないわけでございます。阪神大震災でも、少し斜めになっているという、対応の仕方いろいろあるでしょうけども、結局は住めない。だんだん精神的にも歪んだところで住むっていうのは、なかなか厳しいものがあるということもよく、皆さんご存知だと思います。

いずれにしても、認定基準と被災者の生活再建の実態、必ずしも合致しているとはいえないというのが状況だと思います。そこで資料1ページをおめくりいただきたいと思いますが、国に対しての次の2点を要望したいと思います。

まず1点目ですが、住家の被害程度の判定方法を徹底して簡略化していく。加えて、認定業務におけるデジタルツインやAIなどの最新技術について、国としても積極的な活用を推奨する。それとともに技術的な支援・知見の提供を行うことで、認定業務が速やかに実施できるようにする。これが1点目の要望です。

2点目、住家被害認定につきまして、建て替えの可否を判定基準とするなど、被災者の生活再建の実態に寄り添った抜本的な見直しを行う。以上の事項につきまして、関係の府省庁へ働きかけを行うことを提案させてい

ただきたいと思います。本件につきましてのご意見ご提案ございましたらどうぞ挙手の上ご発言を下さい。

○長野県知事

ご提案、大賛成になります。長野県も、東京都と同じ輪島を応援させていただいており、私も現地に行って、いろんな状況等を関係する皆さんから伺っていましたが、半島部であるという物理的な制約要因と、今小池知事からお話があったような住家被害の認定がなかなか進んでいないという実態があります。長野県も東日本台風災害の時に小池知事にも大変応援いただきましたが、やはりこの罹災証明の発行等が被災者支援の基礎となる部分であり、ここが迅速に進まないとなかなか災害の復旧復興に向けた取組は進んでいかないと思います。ぜひこの簡略化、それから基準のあり方の見直しをしっかりと国に求めていくということが大変重要だと思いますので、このご提案については、大賛成になります。しっかりと国に強く求めていく必要があると思っております。

○会長

ありがとうございます。その他ご提案とご意見よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。長野県阿部知事からもご賛同いただきました。それでは東京都からのご提案ですが、この共同提案、ご賛同をいただけるということで、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは本件につきましては、東京都から国へしっかりと要望して参りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それではもう一点ですが、次に3番目の先天性代謝異常等検査の対象疾

患の拡大についてということ、こちら東京都の提案でございまして、引き続きになりますけれども、私の方から説明させていただきます。

資料 39 ページになっております。ご覧いただければと思います。

今申し上げました先天性代謝異常等検査ですが、疾病をできるだけ早く発見をして、そして早期に治療することで障害の発生を予防することを目的にしまして、全都道府県が新生児に対して今 20 の疾患の検査を公費負担で実施をしているところでございます。

一方で新しい治療法も開発されている疾患がございまして、大学や検査機関などが保護者負担で実証する事例。また、独自に公費負担を開始する都道府県も見られるということで、全国的に今申し上げた 20 の疾患以外の検査も申請をしているところでございます。対象疾患の追加につきまして、国も実証事業を始めておりますけれども、対象にまず SCID、そして SMA これはもうご覧いただいていると思いますが、重症複合免疫不全症と、これは SCID と呼んでいます。それから脊髄性筋萎縮症、こちらは SMA。この二つの疾患のみでございまして、これがこの二つの対象ですが、補助率 1/2 で自治体負担も発生をしているという状況でございます。

また、国が実証実験を踏まえまして、全国展開を行うまでは、まだこれからの相当な時間が要するということが見込まれております。早期発見・早期治療によってより効果が出ると言っているわけでございますので治療効果が高いとされている疾患につきましては、すべての新生児が検査を受けられるように早急に検査対象に追加をしていくべきだと考えております。次のページをおめくりいただければと思います。

そこで 3 点、国に要望したいと思います。

1 点目が今申し上げました国の実証事業の対象となっています、重症複合免疫不全症、SCID、そして脊髄性筋萎縮症、SMA につきましては、先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加をしています。続いてまた早急に全国展開をしてください。これが 1 点目です。

2 点目が B 細胞欠損症、BCD と呼んでおります、それとライソゾーム病の一部疾患などその他の疾患につきましても、対象疾患への追加を検討することを要望する。これが 2 点目です。

3 点目ですが、今申し上げました、これらの措置などにあたりましては、自治体負担が生じることがないように安定的かつ十分な財政措置を講じ

ること。この3つ、以上の項目を関係の各省庁へ働きかけることを提案したいと思います。

かなり専門的になりますけど、ご意見・ご提案いただければと思います。

○栃木県副知事

よろしいでしょうか。

○会長

はい、栃木県。

○栃木県副知事

ありがとうございます。

東京都のご提案に賛同する立場で発言させていただきます。本県におきましては、令和4年度に検査機関等が実施する研究事業により、脊髄性筋萎縮症が発見されまして、早期治療により、順調な発達が見られるということでございます。検査の重要性が改めて認識されたことから、令和5年4月から、脊髄性筋萎縮症、それから重症複合免疫不全症を新生児のマスクリーニング検査の対象疾患として追加したところであり、今般の国の実証事業にも参加しているところでございます。要望事項2のB細胞欠損症、それからライソゾーム病等の早期発見、早期治療の重要性の高い希少難治性の疾患につきましては、全国一律で新生児のマスクリーニング検査が実施されることが望まれると思っておりますので、東京都のご意見に大いに賛同したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○会長

ありがとうございます。他にご意見、ご提案などありますでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは今、栃木県さんから早期発見の重要性についてもお話いただきました。ご賛同いただけるということかと存じます。さてこの原案のまま

で進めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。ご賛同いただき、誠にありがとうございます。それでは、本件につきましては、東京都から国へとしっかりと要望してまいりたいと思います。

それでは、4番目、次に茨城県の方から地方の生産性向上に向けた取組についてのご説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○茨城県副知事

茨城県でございます。地方の生産性向上に向けた取組についてご提案をさせていただきましたので、ご説明させていただきます。我が国を取り巻く環境が急激に変化して、足元では賃金上昇を上回る物価高騰が続く中で、経済活動の中心となる生産年齢人口が急減し、様々な場面で人手不足の影響が深刻化したと考えています。こうした人口減少社会を乗り越えていくためには、高収益な産業構造への転換や適正かつ効率的な土地利用を推進するとともに、国籍・性別などにかかわらず多様な人材が活躍できる社会を作っていかなければいけない。それにより一人ひとりの生産性を高めて、地域全体の生産性を向上させていくということが強く求められていると考えています。このような考えに基づいて提案をさせていただいたものでございます。具体的な項目については、ページの下方の、1番目、経済が好循環する環境の整備でございます。

この(1)、まず最低賃金の引上げについてですが、経済を好循環させ、持続的成長を実現するためには、企業の収益を労働者や設備投資に適切に分配することが必要であり、とりわけ労働者全体の賃金の底上げにつながる最低賃金の引上げを図っていくことが重要であると考えています。最低賃金の引上げにあたっては、地域の経済実態の正確な反映や地域間格差の是正が重要であるから、地方においてより自主的に地域の経済実態を踏まえて最低賃金価格の決定ができる仕組みとすること。併せて、地方における中小企業の賃上げや生産性向上等に対する十分な支援策を講ずることを

要望するものでございます。

次のページに入りまして、(2)の適切な価格転嫁の推進でございます。企業が賃上げの原資を確保できるよう価格転嫁しやすい環境を整備することも重要であります。そのため、国が導入したパートナーシップ構築宣言において、さらなる事業者の登録を促すため、国の補助金採択時の加点措置など、宣言事業者へのインセンティブを拡充して、事業者の価格転嫁に対する理解促進に向けた取組みがされることを要望するものでございます。

併せて、(3)の地域の実情を踏まえた土地利用でございます。農業の生産力を維持向上させていくのはもちろんでございますが、一方で農地を含めた土地の利用は地域が発展する上で地方が主体的に判断して進めることが必要不可欠であると考えています。そのため、国による土地利用規制は必要最小限とするとともに、都道府県が確保すべき農用地等にかかる面積目標の設定方法の見直しや、農用地区域の設定・除外について、引き続き地域の実情を踏まえた対応が可能として、農業を含め、あらゆる産業の生産性が向上する方向に地方の判断でできるように要望するものでございます。

次に大きな2番、外国人材の活躍促進でございますが。急激な少子高齢化と人口減少を乗り越え活力ある地方を実現するためには、国籍などにかかわらず多様な人材が活躍できる環境を整備することが必要でございます。

そのため、(1)でございますが、試験の多言語化については、外国人が特定技能評価試験、介護福祉士国家試験及び看護師国家試験を受験する際の配慮として、日本語のほか多言語による表記を併用し選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備することを要望するものでございます。

次に、(2)の外国人受入れ環境整備の充実については、生活様式や文化が異なる外国人が自己の能力を最大限発揮して、地域において活躍するためには、誰もが孤立せずいつでも相談支援を受けられる体制が構築されることが重要でございます。このために情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営や体制の強化に対して十分な財源を確保するなど、支援の充実を図ることを要望するものでございます。説明は以上でござ

ざいます。

○会長

ありがとうございました。ご提案またはご意見につきまして、埼玉県大野さん。

○埼玉県知事

ありがとうございます。地方の生産性向上に向けてはまったくそのとおりだと思っており、賛成の立場からお話をさせていただきたいと思います。

いくつかの項目がありましたが、特に価格転嫁についてぜひ提案をさせていただきたいのですが、価格転嫁については一つの県だけだと残念ながらサプライチェーンが完全に閉じているというわけではなく、それぞれの、特にこの関東圏内では、関東圏域で比較的關係が強い、そういった企業も多いかと思います。したがって、価格転嫁については、関東全県で取り組むというのは非常に良いことだと思います。その上で埼玉県では、パートナーシップ構築宣言に関して、価格転嫁の円滑に関する協定を産官金労の12団体で締結をして、そしてこれらの方々の連名で企業に対して書簡を送り、お願いをさせていただいています。

また、価格交渉に役立つアプリ・ツールを作りました。ホームページで公開をしていて、一つは中小企業が大企業と闘う時に、やはりエビデンスを示せと言われるのですが、エビデンスをなかなか示せない、持っていてもこれ何の数字だと言われることが多いので、1,420品目のこれまでの値動きを全部まとめて、いつからいつまでと入れていただくと、一目でわかるツールを作ったり、あるいは企業ごとの収益と価格転嫁の相関関係が企業ごとに示されている、これアプリで出していますので、ぜひ他の都道府県でもお使いいただきたいと思います。また、事業者にも幅広く周知していただいて、ご活用をいただけます。

先ほど申し上げましたツールについて、後者は、埼玉県の場合、4,300人の銀行や金融機関の方に研修を受けていただいて、それぞれ営業に行く時に持っていったらって、企業さんに使ってもらっています。こういったサプライチェーンが全国的に、もしくは関東圏内に広がっているので、ぜひこういうところも含めて、多くの都道府県とともに、しっかりと労働

生産性の向上に向けて働きかけていきたいと思いますので、そこを含め、茨城県のご提案には賛成をさせていただきます。

○会長

様々な取組をいただいているということでございました。次に千葉県、お願いいたします。

○千葉県知事

ありがとうございます。茨城県さんの提案に賛同の立場から発言をさせていただきますと思います。

まず、地域の実情を踏まえた土地利用ですが、やはり農地を含めた土地利用については地方が自らの意思と責任のもとで主体的に判断することが重要でありまして、国による規制を最小限とするべきだと考えております。また、農地の総量確保ですが、地方が主体的に目標の設定や管理を行えるようにし、特に農用地区域の除外や設定について、実態に応じた柔軟な対応を可能とすることが必要であると思っています。

私ども千葉県も農業産出額第4位の農業県で、この中では茨城県さんの次だと思いますけれども、そういう意味では食料安全保障の観点から、農地を食料安定供給に必要となる形で確保していくというのは、これはもう我々千葉県としても十分に認識をしています。一方で、経済安全保障やアジアとの競争の観点からも、国内生産基盤の強化やサプライチェーンの強靱化に向けた産業用地の確保が大変重要だと考えています。

私も地方自治体が戦略的に産業用地の整備を進めていくための施策、それに向けて、特に我々は物流をはじめ、成田空港を生かした産業拠点形成に取り組んでいるところでありますので、国において、こうした地方の自主性、自立性に配慮しつつ地方の持続的な発展に資する土地施策の推進を、我々としても強く求めていく必要があると考えています。我々からも賛成でございます。よろしくお願いいたします

○会長

ご賛同の意見ありがとうございます。他にご意見等おありでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは、今それぞれの取組など参考になること、ご報告いただきました。その上で本件につきましては、原案のままでよろしいかどうかお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。産業競争力の強化、そして原材料価格の高騰などなど、共通して大きな課題でございます。あと、人手不足。ここは本当に共通して厳しいところかと思いますが、様々な取組を東京都でも進めておりますし、方向性も皆さんと同じでございます。原案のとおりまとめたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは次に栃木県さんから保育料の無償化の拡充についてご説明をいただきます。どうぞ。

○栃木県副知事

ありがとうございます。44 ページをお開き願いたいと思います。

本県の要望につきましてご説明をさせていただきます。国の人口動態統計によりますと、国内の出生数は8年連続での過去最少を更新するなど少子化が進行しておりまして、合計特殊出生率の改善、ひいては人口減少問題の克服といった、少子化対策は最重要課題となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の第16回出生動向基本調査によりますと、夫婦が理想の数の子どもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった経済的負担を挙げる割合が最多となっております。

このような状況は本県におきましても同様でございまして、県民それから市町からは、保育料の無償化をはじめとした子育て世帯の経済的負担の軽減に関する要望等が依然として強いことを踏まえまして、本県におきましては、今年度から所得制限を設けずに、全ての世帯を対象とした0歳児から2歳児につきまして、第2子の保育料免除事業を県内市町と連携して行うことといたしました。

なお、東京都さん、それから茨城県さん、山梨県さんといった一部の自治体におかれましても、独自の取組をなさっていると伺っております。保

育料の無償化につきましては、国内どこに住んでいても享受されるべき支援でありまして、所得や世帯構成を問わず、国の責任において、0歳児から2歳児についても無償化することを要望するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。ご意見、ご提案お伺いしたいと思います。長野県さん。

○長野県知事

ありがとうございます。栃木県のご提案に大いに賛同するところであります。

長野県も今年度から市町村と連携して、第3子以降無償化、第2子を半額、加えて、低所得世帯は第2子以降を無償化という形で制度を充実しましたけども、これは子ども医療費助成と同じで、ほとんどの市町村とか都道府県が取り組み始めている中で、なんとなく、みんなが少子化対策競争という形になってきているんじゃないかなと思います。ご指摘のとおり、今まさに少子化問題は、地域の課題というよりも全体の共通の課題であるわけですから、例えば国がもっと踏み込んだ対策を講じるということを強く求めなければならないと思っています。

特に、子ども医療費助成等を見ていると、我々、都道府県市町村が頑張っただけ、もうそれはやっているのだからいいじゃないか、みたいな話で国に対応されてしまうことが多い。まさに未満児保育料のところは今少しずつ充実を皆やり始めているところでありますので、もうみんなやっているのだから国はいいでしょうという話にならないうちに、ぜひ強く、求めていくということが必要だと思います。人口減少問題に対応するという観点も含めて、大いに賛同させていただきたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。その他ご意見等どうでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。ご賛同のご意見、長野県知事から頂戴を致しました。では、本件につきまして、このまま原案で進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは、原案のとおり、取りまとめをさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは続きまして、群馬県さんから災害の関連死を防ぐための避難生活の質向上に向けた支援について、津久井副知事よろしくお願いします。

○群馬県副知事

ありがとうございます。45 ページになりますけれども、群馬県からは災害関連死を防ぐための避難生活の質向上に向けた支援等について提案をさせていただきました。先の能登半島地震におきましては、道路の寸断あるいは断水によりまして、避難生活の質の向上に必要なトイレや風呂などの提供の遅れが課題となりました。

群馬県では、被災自治体からの要請に基づきまして、1月5日にトイレトレーラーの派遣をいたしました。また、千葉県君津市や山梨県北杜市をはじめ、全国の自治体から20台以上のトイレトレーラーが派遣をされまして、有効に活用されたところでございます。しかしながら、トイレトレーラーの派遣につきましては、災害救助法に規定をされていない、法で想定をされていない支援でございまして、派遣費用を救助法の対象とするためには、被災自治体によります国との事前協議が必要でございました。

しかしながら、避難生活の質の向上のために、一刻も早く派遣すべきだという判断から国との協議を待たずに本県といたしましては派遣を決定したところでございます。

また、このトイレトレーラーは断水時にも衛生的に使用可能であります

けれども、継続的に使用するためには定期的な給水が必要となります。しかし、全国の自治体から派遣された給水車はすべて飲料用でございまして、生活用水の給水は全く行われておりませんでした。このため、派遣元自治体で独自に確保した給水車を1台、各被災地のトイレトレーラーに給水をするということで対応をさせていただいたところでございます。

以上申し上げましたことから、本県からは以下の2点につきまして提案をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、トイレトレーラーの派遣をはじめとして、災害救助法に具体的な規定がない支援についても良好な避難生活環境の確保に資する支援物資にかかる費用については、国の協議を経ずに被災都道府県の判断で災害救助法の対象とすることを可能としていただきたい。

それから2点目といたしまして、トイレトレーラー等を継続的に使用するためのトイレ用水等の補水・給水・汲み取りの協力自治体等を確保する仕組みを構築していただきたいと、この2点につきまして国へ要望させていただきたいと思ひまして、提案をさせていただきました以上です。

○会長

ありがとうございます。では千葉県。

○千葉県知事

ありがとうございます。

群馬県さんの提案に賛成です。我々もご紹介いただいたとおり、千葉県君津市からトイレトレーラーの派遣を致しましたし、また、茂原市の民間企業にもなるんですけど、同じように保有するトイレトレーラーが現地向かいました。遡れば、東日本大震災の時に千葉液状化被害で、浦安から千葉市まで大変大きな被害を受けた際に、もう下水がとにかく止まりまして、それでも多数の方々が、長期間トイレ使用できないということで、我々男性もそうですけど、女性の方は特に避難生活、被災生活で不便されたというのを、我々も痛感をしております。そういう意味において、このトイレ環境の悪化というのは、感染症の蔓延や脱水症状にもつながりますので、体制が急務だというふうに考えております。

ぜひこの点、災害救助法の対象経費とするとともに、このトイレ用水が

迅速に確保できる仕組みづくりを、強く国に求めていく必要があると思っていますので、大賛成であります。

○会長

ありがとうございます。神奈川県黒岩知事どうぞ。

○神奈川県知事

ありがとうございます。災害時のトイレの確保というのは、被災者の健康や命に関わる大事な問題であって、自治体が国の支援のもとで災害時、全国からトイレトレーラーを調達し、その運用を継続する体制整備、災害用トイレの確保に取り組むことは非常に大事なことだと思っています。

私、小池知事とは同じふるさとでありますけれども、阪神大震災。あの時に私も現場に取材に行きましたけれども、避難所におけるトイレの現状というのを見て、これ大変なことだなと思いましたね。その中で、本県ではこの大規模災害に備えたトイレプロジェクトといったものを前から立ち上げてまいりました。

具体的には、昨年度、県として在宅避難者用の携帯トイレ、約 100 万回分備蓄したほか、能登半島地震を受けて、さらに断水の長期化等を見据えて、今年度も約 35 万回分を追加で配備する予定にしております。また、家庭における携帯トイレの備蓄が進むように、市町村と連携して補助金による支援を強化したほか、県民向けの広報紙や、わかりやすい動画で携帯トイレの使用方法や、段ボールトイレ、この組み立て方、これを周知するなど、家庭におけるトイレ対策の普及啓発を強化しているところであります。本県としては、能登半島地震や、先般の台湾の地震における対応を参考に、トイレ対策を含め、避難所の生活環境の更なる改善を検討するよう指示をしたところであります。また、関東ブロックとして災害時の相互応援体制も重要ですので、しっかりと連携できるよう協力をお願いしたいということでありまして、群馬県さんの提案に賛成であります。

○会長

はい、静岡県さんどうぞ。

○静岡県副知事

静岡県です。本県は賛成の立場でありますけれども、本県からも、穴水町に派遣をしまして、当時の現地の言葉によりますと、食事よりもトイレがもっと重要だと。非常にトイレの重要性について現場からの声を聞いております。

我々も「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等もありますけれども、この計画の中にもトイレに関して盛り込まれていないということもありますので、トイレについて、先ほどお話もありましたように、給水車による給水、それからバキューム車等の汲み取りの仕組みを確立していくことが非常に重要と認識しております。それをぜひとも提案したいと思います。

それから費用面ですが、トイレトレーラーの購入助成はありますが、その運用派遣費用は持ち出しであり、静岡県では購入市町に、1/2 とか補助制度等がありますけれども、実際に派遣した時に、派遣職員の活動経費とか災害地まで燃料費等々は持ち出しでやってございます。

そういったことも含めまして、災害救助法による支援の裏付けをもっと国として確保していただきたいと思いますので、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

○長野県知事

長野県ですが、内容賛同させていただきたいと思っています。特にこの災害救助法の適用の部分でありますけれども、長野県も東日本台風災害の教訓を踏まえて、避難所の環境改善どうするかということで、市町村と一緒に検討してきました。避難所 TKB プロジェクトということで、トイレ・キッチン・ベッド、この3つの要素をより良いものにしていこうということで、いろんな備蓄とか、機器整備等進めてきているわけですが、我々が望ましい形の対応をしようとする、災害救助法の基準では十分ではないんじゃないかなというふうに懸念される部分があります。国においては、一人、一日当たりいくらとか、救助期間何日というバランスを決めて、それを上回る時は協議しろという話になっているわけですが、手厚いより良い環境を改善するときに、いちいち協議、協議を繰り返しては、せっかくいろんな体制を整備しても、災害救助法が足かせになって、快適な環境を

いち早く整えることができなくなってしまう恐れというものもあると思います。大規模災害が起こる度に、被災された皆さんの避難所の環境であったり、あるいは、避難所にも入れずに在宅避難されているような方たちの暮らしであったりをなんとかしろというふうに、多くの方から言われますし、多くの方が、日本の社会どうなっているんだ、という疑問点だと思います。

ハード面等での備蓄等を進めて対応していくということと合わせて、この災害救助法を、ぜひ弾力的に運用して、危機事象でありますから、より良い環境を整えるためには、あまり細かいルールを定めることなく、ぜひ我々都道府県の判断を尊重してもらおうと、そういう制度にしっかり変えていただくことが重要だと思っています。以上です。

○会長

ありがとうございます。やはりこれだけ自然災害様々な災害、感染症もそうありますけれども、もう激甚化に頻度が上がっているなどなど肌でこの対応策考えなければならないということからのご発案でもございます。多くのご賛成をいただいております。それでは本件につきましてはこの原案のとおり、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。共通の課題でございますし、いかにスピード感を確保して現場で判断するかと思います。原案のとおり取りまとめたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをします。

それでは続きまして、地方交付税の措置のある地方債期間延長ということで、埼玉県からご説明お願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。私の方から、地方交付税措置のある地方債の期間延長等についてご提案を差し上げたいと思います。

資料をご覧いただきたいと思います。令和6年度から8年度にかけて、

防災・減災対策、公共施設の脱炭素化、長寿命化など、多様なニーズに対応する地方交付税措置のある多くの地方債が制度の期限を迎えることとなります。

これらの地方債は、地方財政の健全な運営と将来に向けて必要な投資を両立していくための有効な財源として、全国の自治体で広く活用されているものと承知します。そして、これらの地方債の活用額は、年々増加傾向にあり、直近では地方債全体の約3割、1兆円を超える規模となっており、今後も増加傾向は続くと考えています。次のページの資料を見ていただきたいと思います。

本県においても、こうした活用期限のある有利な地方債については積極的に活用しており、防災・減災対策など年々多様化する投資ニーズに着実に対応すべく、その活用額は増加しています。

一方で、緊急浚渫推進事業については、撤去すべき土砂が想定より多かったなど、事業に着手して初めて判明した事情があったことや、現場へのアクセスなど、現場状況の制約によって単年度あたりの施工量に限界があることから、活用期限の令和6年度までに全ての箇所の浚渫が完了できず、少なくとも3年程度工事が必要となる見込みであります。

また、優先して対策すべき緊急輸送道路の橋梁耐震化や、大雨や台風によって新たに対策が必要となる護岸の更新など、その他の地方債についても、活用期限である令和7年度以降、当面の間、確実に必要となります。

次の資料をご確認いただきたいと思います。今後、自治体において、橋梁の耐震化、護岸の更新、河川浚渫など、激甚化する風水災害や頻発化する地震に対する防災・減災対策、LED化改修など脱炭素化に向けた整備、老朽化する公共施設の長寿命化改修など、多様化する課題に着実に取り組むべき状況は間違いなく続き、さらに高まっていくと考えています。

他方で、こうした課題に対応する地方交付税措置のある地方債が、全て現行の期限をもって終了してしまうと、財政上の負担が懸念材料となり、持続的投資を行うことが難しくなります。そこで、地方財政の健全な運営を維持しながら、多様化する課題に着実に対応すべく、今後もこの地方交付税措置のある地方債は必要不可欠な制度と考えております。これは、全国の自治体における共通の認識ではないかと想像いたします。

そこで、地方交付税措置のあるこれらの地方債について、期間を延長す

ること、また、長寿命化事業など中長期的に取り組むべき事業については、制度の恒久化を検討することについて、国に対し要望したいと思い、提案をさせていただきます。以上です。

○会長

本件につきましてのご意見、ご提案いかがでしょうか。それでは、手も上がらないようでございますので、このまま原案で進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい、そのようにさせていただきます。

それでは次に 8 番目でございます。千葉、神奈川両県から高等学校等における教育費負担の軽減についてご説明お願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。本県からは、千葉県との共同提案であります「高等学校等における教育費負担の軽減について」を提案させていただきたいと思います。千葉県、神奈川県の資料をご覧いただきたいと思います。

まず「1. 提案の背景」であります。国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によりますと、夫婦が理想の数の子供を持たない理由として、子育てや教育にお金が掛かり過ぎるからという経済的理由が最も多く、特に 35 歳未満の若い世代では、約 8 割の人が経済的理由といったものを選択しております。こうしたことから、希望する人が希望する数の子供を持つためには、教育費負担を軽減するということが喫緊の課題であります。国が昨年 12 月に閣議決定しました「こども未来戦略」では、少子化は我が国が直面する最大の危機とした上で、少子化対策は不退転の決意で取り組まなければならないとしております。同戦略では、児童手当の拡充等、様々な少子化対策が盛り込まれたほか、大学等の多子世帯授業料等の無償化や授業料後払い制度の導入など大学等の教育費の負担軽減策の拡充も盛り込まれております。しかし、高等学校等の教育費の負担軽減

策は盛り込まれておらず、教育費負担への対策が不十分であると言わざるを得ません。

次のページをご覧ください。次に「２．現状と課題」であります。現在、高等学校等における教育費負担軽減については、多くの都道府県において、国の就学支援金に上乗せする形で独自の支援が行われていますが、住んでいる地域により教育費負担に大きな差が生じてしまっております。その結果、イラストにもあるとおり、例えば同じクラスの同じ世帯年収の家庭であっても、住んでいる地域が異なるだけで教育費負担額の差が卒業までの３年間で約 150 万円にもなる場合があります。実際に、保護者からも、同じ世帯年収なのに住んでいる地域が異なるだけで、教育費負担に大きな差があるのは不公平だといった声も寄せられております。高等学校等への進学率は約 99%と非常に高く、国において教育の機会を保障すべきであることから、住んでいる地域により教育費負担に差が生じないよう国が財源を確保し、責任を持って教育費負担の無償化を図るべきと考えております。

そこで、「３．提案内容」をご覧ください。１点目は、高等学校等就学支援金の支給対象を拡大し、上限額を引き上げ、教育費負担に地域格差が生じることをないようにすること。２点目は、国の方策が講じられるまでの間、都道府県が行う授業料減免事業に対して、多子世帯の負担軽減なども勘案し、財政支援を講じること。以上２点について、関東地方知事会として国に対し要望することについてご賛同いただきたいと思います。以上です。

○千葉県知事

ありがとうございます。大体、黒岩知事におっしゃっていただいたのですが、各都道府県でこの国の就学支援金に上乗せする形で、独自の減免制度を実施しているわけでありますけれども、私ども千葉県も減免制度拡充を国の改正に伴いまして行いました。また、千葉県の場合、私立学校の経常費補助についても、県単独で手厚く上乗せを行っておりまして、高等学校への補助単価、令和６年度で全国６位となっております。その結果、千葉県の私立高校の初年度の納付金の額は近隣都県と比べても低く抑えられている状況ですが、それでもやはり都県ごとに、様々な形で授業料の無

償化等で差が出てきているのが実態であります。高校授業料など、教育費の負担に地域間で大きな差が生じているということは、子育て世帯にとって大変大きな問題でありますし、また首都圏のような一体性が高く、流動性が高い地域ではこうした制度の格差が人口流出、また様々な不公平感に繋がってくるところがございます。このような状況を踏まえて、神奈川県さんと共同で、国に要望することを私ども強く提案をさせていただく次第であります。以上でございます。

○会長

提案のご説明ございました。ご意見、そしてまたご提案などあるでしょうか。はい、埼玉県大野知事。

○埼玉県知事

どうもありがとうございます。千葉県、神奈川県が提案された全国一律の制度でのさらなる支援の充実、また国の方策が講じられるまでの間の、都道府県が行う減免事業に対する財政措置、これについて、全く賛成でございます。他方、ご説明のあった中で「多子世帯の負担軽減なども勘案し」とありますが、この財政支援については多子世帯に限るべきではないと私は思っておりますので、ぜひ広く働きかけていただければと思います。以上です。

○会長

他にご意見あるでしょうか。では一言、東京都の立場としまして、財政状況の違いで高等学校等の教育費の負担に差が生じているというご発言がございました。そもそも大前提として、本来の高校授業料の実質の無償化、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。東京都の場合は、私立高校へ通う生徒は約6割でございます。他の自治体と比べればその割合は高いということでございます。そのためにいろいろと事業の見直しなどを進めているわけございまして、今回のご提案もありますけれど、国に対してその責任と財源において教育費の負担に差が生じないよう、関東地方知事会議、皆様方と一致団結して強く働きかけていく、そのことが重要だということだと考えていますので、一言述べさせていただきます。

それでは、ただいまのご提案につきまして皆様方のご意見、賛同のことで原案のとおりまとめてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは本件につきまして、原案のとおりとりまとめたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に 9 番目の課題になります。山梨県さんから「DPAT 及び災害拠点精神科病院の整備に対する診療報酬上の評価等について」のご説明をお願いいたします。

○山梨県知事

ありがとうございます。能登半島地震、未だ多くの方が避難生活を強いられているのはご案内のとおりであります。この災害におきまして、災害派遣精神医療チーム DPAT が全国で延べ 860 隊派遣され、現地において被災者の心のケアを行ってきました。災害が発生した場合、精神障害者のみならず、災害のストレスによる抑うつや心的外傷後ストレス障害、不眠などの症状が表面化し、心のケアが必要な被災者が増える傾向にあると認識をしております。近年、災害が頻発化・甚大化する中、大規模災害時における精神科医療体制の強化は喫緊の課題であるということができるかと思えます。

そこで、まず DPAT 災害派遣精神医療チームの拡充についてですが、DPAT は、大規模災害発生時に被災地において被災者の精神的なケアを行う医療従事者のチームであります。この DPAT 隊員数は全国で 4,279 人となっておりまして、南海トラフ地震が発生した際に必要とされる 24,920 人に比べまして、圧倒的に不足をしております。また同様に、大規模災害時に医療を担う DMAT の隊員数 16,608 人と比べても著しく確保が進んでおりません。この要因として、DMAT に指定された医療機関に対しては、診療報酬上の評価がある一方で、DPAT には評価がないことが考えられるのではないかと思います。DPAT 隊員は、所属する精神科病院の負担によりました活動を行わざるを得ず、DPAT 隊員の確保を進めるため、国に対して、DMAT と

同様に診療報酬上の評価の新設を求めることが必要ではないかと考えます。合わせまして、この評価が新設されるまでの間は、都道府県に登録された DPAT を有する病院が行う、資機材整備に対する補助事業の新設を求めるべきであると考えます。

次に、災害拠点精神科病院の整備についてですが、災害時の精神科医療の中核として、患者の受け入れ拠点として役割を担うのが、まさに災害拠点精神科病院であります。精神科以外の災害医療を行う災害拠点病院は、47 都道府県に 770 施設が整備されておりますが、これに対しまして、災害拠点精神科病院は 26 都府県に 45 施設にとどまっております。これにつきましても、災害拠点病院には診療報酬上の評価がある一方で、災害拠点精神科病院にはその評価がないことが要因ではないかと考えられます。

災害拠点精神科病院の未整備地域に早急に整備を進めるとともに、指定済み病院の体制を維持していくため、国に対し、災害拠点精神科病院に係る診療報酬上の評価の新設を求めるべきであろうと考えます。以上です。

○会長

神奈川県黒岩知事どうぞ。

○神奈川県知事

山梨県のご提案に賛同する立場から申し上げます。令和 6 年 4 月時点における本県の DPAT 登録医療機関は 21 機関、構成できる行政機関は 4 機関となっておりまして、災害拠点精神科病院についても令和 2 年度に県立精神医療センターを指定しております。DPAT は DMAT と同等の役割が求められている一方で、日頃の研修や訓練といった体制維持の経費について、DMAT を持つ病院には平時から診療報酬上の加算がありますけれども、DPAT を持つ病院にはそうした加算がないと、経営上の負担になっております。そのため、本県でも DPAT チーム数が増えていかず、体制整備や人材育成が思うように進まない要因となっております。

令和 6 年能登半島地震への対応でも、本県は DPAT 先遣隊を 4 チーム派遣して、被災地の精神科医療提供体制が維持されるよう、支援活動を行いました。本県の支援チームは、DPAT 活動拠点本部や指揮所において、保健所等との連絡調整や情報収集、また避難所における避難者への診察、さら

には避難者を支援する自治体職員への相談対応など多岐にわたる活動を行っております。

以上のことから DPAT の重要性はますます高まっております、本県としては、さらなる体制強化を図るため、診療報酬上の評価等について要望する山梨県提案に賛成するところであります。

○会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、それではただいまの神奈川県の場合も発信していただきました。それでは原案のままで進めてよろしいか伺いたいと思います。

(異議なし)

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり取りまとめたきたいと思います。先ほどのトイレの話、水の話、これらも、非日常になりますので、普段とかなり違う状況の中において、精神医療というのは極めて重要な課題でございます。そういった意味で、支援体制の強化ということが必要なことでございます。では、方向性一致ということで、このまま原案のとおり進めさせていただきます。

それでは 10 番目まいります。静岡県さんから防災防疫対策などの推進についてご説明いただきます。

○静岡県副知事

ありがとうございます。静岡県からは、防災対策と防疫対策の 2 つのテーマについて提案いたします。提案内容のうち、今年 1 月に発生いたしました能登半島地震に対する課題を踏まえ、新たに追加した主な提案を中心にご説明させていただきます。

防災対策に関わるものから申し上げます。ページが多いですが、下のページの 60 ページをご覧ください。地震・津波対策の充実・強化といたしまして、(4) でございます。消防防災ヘリコプターの運行休止時における代替機体の確保について記載してございます。ヘリコプターの点検には、

数カ月かかる場合もございます。そうした非稼働期間の運行の確保というのは、複数の機体を保有していない自治体を中心に大きな課題です。国が主体となって運航可能な機体を確保していただき、適時に運用できるよう要望するものであります。

61 ページをご覧ください、(11) でございます。孤立集落発生の可能性調査を改めて実施することと、調査を踏まえた対策への支援についてであります。能登半島地震におきまして、孤立集落における課題が顕在化したことはご承知のとおりです。平成 25 年度に内閣府は中山間地域の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査を行いました。そのフォローアップ調査を再度実施されますよう求めます。また、その結果を踏まえた孤立集落への備蓄や物資輸送手段の確保など、地方自治体が行う対策への財政支援を求めるものであります。

次に 64 ページでございます。6、災害時における広域応援・受援体制の確立の(4)をご覧ください。災害ボランティアセンターが早期に立ち上がるよう都道府県域を超えた立ち上げ支援の仕組みを作ることを新たに記載いたしました。理由として、被災地支援の災害ボランティアセンターの設置というのは、災害地自らが行うことは困難でございます。現在、全国社会福祉協議会が行う仕組みがありますけれども、被災規模などによりまして十分に機能が果たしきれていない状況でございます。例えば、遠隔地域同士の対口支援などの手法の延長として、都道府県域を超えました、国が主導する統一的な仕組みの構築を要望するところでございます。

68 ページをご覧ください。10、原子力発電所の安全確保及び防災対策強化の(3)でございます。原子力災害対策指針についてありますけれども、記載は翌ページの 69 ページの上段に書いてございます。能登半島地震において放射線防護対策施設の使用が困難となる事例がございました。この原因究明とその対策を具体的に示すよう、今回の提案に追加したところでございます。

最後に防疫体制についてです。71 ページにありますけれども、防疫体制の整備について(3)をご覧ください。ワクチン接種の取組強化についてあります。新型コロナワクチン接種後の健康被害への救済制度にかかる国の審査について、さらなる加速化を要望するものでございます。また、令和 6 年度の定期接種化に伴って生じる自己負担を可能な限り低減するな

ど、引き続き接種を必要とする人が確実にワクチン接種できるよう適切かつ確実な財政支援を求めます。国におかれましては、昨年９月に設置されました、内閣感染症危機管理統括庁を筆頭に、平時からこれから起こりうる感染症危機に備えるための取組を進めていただきますよう、要望する内容でございます。以上でございます。

○会長

ご説明ありがとうございました。ご意見をいただきます。

○茨城県副知事

多岐にわたるご提案の中で、茨城県として、東海第二原子力発電所が立地している県の立場でコメントさせていただきたいと思います。

静岡県のご提案について基本的に賛成の立場で申し上げたいと思いますが、福島原発事故の原因究明とか、安全対策への配慮、高レベル放射性廃棄物等最終処分方法の早期確立、避難手段の確保、避難退域時検査に必要な人員、資機材の確保、安定ヨウ素剤の配布にかかる負担軽減、武力攻撃に対する我が国の原子力施設に対する安全確保の考え方など項目がございますが、いずれも本県としても、国に要望しているところでございます。

さらに、今年１月の能登半島地震において、能登の方にも原発がございますが、陽圧化装置が起動できないといった話など、放射線防護施設の使用が困難となる事例が複数発生したと伺っております。このような事象について、国には徹底した原因究明をお願いしたいと思ってございます。原子力関連施設が多く立地している県として、原子力安全についても引き続きしっかりと要望していただければということで、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。その他、ご提案ございますか。それでは本件につきまして、原案のままで進んでいただくことになります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは、原案のまま進めさせていただきます。

次に 11 番に移ります。「带状疱疹のワクチン、そしておたふくかぜのワクチンの早期の定期接種化について」、長野県知事お願いいたします。

○長野県知事

「带状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンの早期の定期接種化について」の提案をぜひお願いしたいと思っております。趣旨は記載のとおりであります。予防接種は、個人の健康を守ることと合わせて、社会全体を感染症から守っていく広い効果が見込まれるわけです。いろいろな予防接種、ワクチン接種があるわけでありましてけれども、带状疱疹ワクチン、それからおたふくかぜワクチン、これは国においては、定期接種化に向けての検討が行われているところでありますが、带状疱疹については、高齢化に伴う患者の増加が懸念されております。また、皮膚症状が治った後も、後遺症による QOL の低下が多く懸念されているところです。

また、おたふくかぜについては、合併症が一定割合で生じておりますし、集団感染も起きやすいということで、まずこの両疾患のワクチンの早期の定期接種化をしていくことが必要だと考えています。

そういう観点で、带状疱疹ワクチンとおたふくかぜワクチンについて、接種の有効性・安全性を十分に検討した上で、早期の定期接種化を実現すること。また、薬価が高額であるということ踏まえて、全国どこでも被接種者の医療費負担が低額に抑えられるよう、国の責任において十分な財政措置を講じていただきたいというものであります。

テーマ自体こういうことではありますが、若干、今日全体の議論を通じて、やはり国と地方の役割分担の話に結局なってきていると思っています。実は私もこの带状疱疹ワクチン、県で予算化するかどうか非常に悩んだ結果、まだ予算化していません。今日も、例えば先天性代謝異常等検査であったり、あるいは保育料であったり、高等学校というものであったり、本来国が責任を持ってやってもらうべきところを、国がやらないが故に我々が頑張ってやっている部分が沢山あるなと思っています。定期接種化はぜひ皆さんと共に要望していきたいと思っておりますし、もう少し大きな観点で見

ると、やはりこの人口減少に立ち向かうためには、今一度、国と地方が役割分担をしっかりと見直してもらいたい。少子化対策を市町村も頑張っていますし都道府県も頑張っていますが、地域間競争でやってはいけないものと、それともう少し我々地方に権限を委ねてもらって、先ほどの最低賃金の話であったり、土地利用であったり、むしろ我々が創意工夫を凝らして競っていくものと、もう少し整理をしていかないと永久にこういう要望をしていかなきゃいけないのかなと思います。今回の提案の趣旨から外れますが、今日全体のお話を通じて、やはり国と地方の役割分担を一回整理するということが求められてきていると痛感いたしましたので、付言させていただきたいと思います。以上でございます。

○会長

賛成の立場からのご意見、そしてまたより大きな観点からあるべき姿ということでご発言をいただきました。ありがとうございます。収入の配分について見ると、地方で6：4であるのに対して、歳出の配分が4：6と逆転しているなどなども1つの例かと思います。より大きな観点からの国策はどうあるべきなのか、地方の役割はどうあるべきか、そのようなことかと思っています。

それでは他にご意見、はい、神奈川県黒岩知事お願いします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。長野県の提案に賛同する立場から申し上げたいと思います。おたふくかぜワクチンや帯状疱疹ワクチン、これは先進国の多くが定期接種に位置付けておりますけれども、日本では任意接種となっております。国においてこれらの定期接種化に向けての検討は続いておりますけれども、実現には至っていないため、本県としても早急な定期接種化を求めていると思っております。特に帯状疱疹については50歳を超えると罹患率が高くなると言われており、皮膚症状が治った後も長い間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になる方も一定程度いるため、いわゆるQOL、生活の質が大きく低下すること懸念されます。本県では10年以上にわたり未病改善を掲げ、高齢者においても未病対策に取り組んでいますけれども、このQOLという観点からも、帯状疱疹を予防するためにはワクチン

接種が大変有効であると考えております。

現状は、接種費用が高額であることから接種が進んでいませけれども、定期接種化により市町村の助成が行われれば、接種率が大きく向上することが期待されます。また、ワクチンの副反応による健康被害についても、国の救済制度の活用が可能となります。加えて本県では、令和2年度に新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を避けるために、インフルエンザワクチン予防接種における接種費用の補助を実施いたしました。その結果、過去の全国平均に比べて接種率が高まったことから、ワクチンの接種費用を助成することは、接種率の向上に寄与すると考えております。こうした定期接種に要する費用については、地方の財政状況に左右されないよう、地方交付税としてではなく、全額国庫負担への見直しを行うべきと考えております。

この問題について、実は私はかつて知事になる前に、厚労省の予防接種部会メンバーでありまして、ちょうど3.11というのは予防接種部会に向かおうとする、その厚労省の下で遭遇したことがありました。その時の話題で、日本はワクチン後進国であると、それをなんとか戻していかなきゃいけないという中で、私もその時主張したのは、ワクチンというのはそもそも健康の安全保障といったようなものではないのか。これまさに今、阿部知事がおっしゃった国と地方の関係といった中で、安全保障という中で地方分権っていうのは無いんじゃないのか、いざ有事になった時に、地方ごとに全部違うということはまずあり得ないだろうと言ったことを、これだから健康の安全保障と考えるならば、やっぱり国が一律にその全員を守るという形にならなきゃいけないということで設定して、遅れているものはもう全国一律に定期接種化していくという流れをしっかりとやっていくということが大事だと主張したことを、今、阿部知事のお話を聞きながら思い出しました。長野県の知事のご提案に賛同したいと思います。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。他にご意見等はございますか。それでは本件につきましては、原案のまま進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは、原案のまま進めさせていただこうと思います。

それでは、皆様方各県からのご提案をいただきまして、次、共同提案ということに入らせていただきます。

12 番、道路網の整備の促進などにつきまして共同提案、私の方から説明をさせていただきます。資料の 76 ページご覧いただきます。

各都県にかかります道路の整備促進をはじめ、高速道路網の有効活用、高速道路等の適切な管理や機能強化の推進、そして重要物流道路にかかる地方公共団体の支援などを求めます提案要望となっております。それではこの項目についてご意見あれば、挙手の上よろしく願いをいたします。

(異議なし)

○会長

それではご意見がないようでございますので、そのまま進めさせていただきたいと思います。原案どおりで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。施策及び予算に関する提案要望について以上とさせていただきます。

それでは、ここで私から追加をさせていただきたく、電力に関する緊急要望のご提案であります。私の方から説明をいたします。ページ数は 96 であります。

不透明さを増す中東情勢などを契機としまして、電力などの各種エネルギー価格の高騰、昨今の急速な円安の進行などによりまして、日本経済影響を受けております。そして、エネルギーの安定供給を取り巻く課題はこれまでになく表面化をしていると、また世界各国で大規模な自然災害が発生しておりまして、気候変動への対策は急務でございます。

さらに、2050 年のゼロエミッションの実現に向けましては、エネルギーの脱炭素化に向けた取組、これまた加速させていかなければなりません。言うまでもございませんけれども、電力エネルギーは社会経済活動の基盤

でございます。国民の生活、そして企業活動を守るという観点からも、日本が抱える構造的問題でありますこのエネルギー問題に、国を挙げてしっかりと取り組んでいかなければなりません。

エネルギー安全保障の確立と脱炭素化、この両立をどうやって進めるかでありますけれども、まず電力価格の抑制、電力需給の安定化、そして再生可能エネルギーの活用の促進、これらにつきまして、1都9県が連携して取り組むことが必要でございます。そういったことから、国そして東京電力ホールディングス株式会社への要望を提案するものでございます。

本日は関東地方知事会といたしまして、要望を実施していくことの合意に留めまして、要望文については後日、事務方の方で調整をする形としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○長野県知事

長野県でございますけども、提案の趣旨、大賛成であります。ただ、長野県は、東京電力管内が一部だけ含まれていますが、ほとんどのエリアでは、中部電力管内です。静岡県も中部電力管内と東京電力管内両方あるかと思いますので、関東知事会として中部電力も入れるかどうか、そこは調整にお任せはしますが、我々としては、同じような状況に置かれて、他の電力会社も今値上げの方向で動いていますので、できますれば中部電力も入れていただけると、我々も、関東知事会としても、中部電力にもお願いができますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○会長

静岡県も同じ？

○静岡県副知事

同じ意見でございます。我々も長野県と同じように中部電力管内とそれから東電も両方あります。ただ、文言の調整の時に、東電はホールディング形式の株式会社なのですが、中電は、送電と販売とそれから発電が、それぞれ会社が分かれていますので、例えばこの趣旨に沿ってどの企業に対して伺っていくのか、そういう文言調整があるかと思いますので、その点も含めまして、調整させていただきたいと思います。

○会長

はい、山梨県さん。

○山梨県知事

本要望については、全面的に賛成いたします。小池知事からお話がありました、電力価格の抑制、電力需給の安定化、再生可能エネルギーの活用促進、一都九県で連携して取り組んでいく必要があると、まったくそのとおりであると思います。この点に関しまして、その電力価格の抑制、あるいは電力エネルギーの安定供給の観点からは、やはり、その安全性の確保を大前提としながらも、原発の再稼働の問題についてはしっかり議論を深めていくべきではないかと考えます。これが1点です。

そして2点目は、再生可能エネルギーの普及を図っていく観点からは、再生可能エネルギー、風力や日照条件は大変不安定になっています。この点、私どもも進めておりますが、この不安定な部分の電力を水素に変えていくシステムを導入することにより、再生可能エネルギーの安定化と再生可能エネルギーの変動部分を刈り取って水素の製造に活用することができ一方に残る安定部分を系統に接続できるようになります。再生可能エネルギーの安定化を実現し、なおかつその水素により熱エネルギーの脱炭素も図ることができるという点も念頭においていただけるとありがたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。長野県さん、静岡県さんからそれぞれ対象を東電ホールディングスのみではなく、中部電力もということでした。要望対象について調整をさせて頂き、それを含めるということで、文案の調整をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それに対応させていただきます。

2 番目でございますが、協議事項（2）であります。これは防災・農林部会からの報告ということで、進めさせていただきます。

防災・農林部会ですが、こちらは昨年の春の関東地方知事会議で設置されたところでございます。それ以降、一都九県の防災力の向上に資する連携した取組を実施してまいりました。それでは、同部会の取組みに関する進捗状況、そしてまた成果につきましての報告、国への提案として、火山災害の対策に関する国要望につきまして、引き続き座長である私の方から説明をさせていただきます。資料の 104 ページ防災・農林部会の取組内容をご覧くださいと思います。

まず、防災分野の取組の説明でございます。防災分野におきましては、広域な降灰への対策につきまして、次のとおり、国への要望を実施してまいりたいと考えております。

1 つ目、大規模な降灰に関する観測体制の確立及び応急対策の提示でございます。広域の降灰対策を検討するための新たなシミュレーション、そしてハザードマップの作成、噴火に伴う降灰についての注意報・警報の導入や運用など、広域の降灰に対応した応急対策の提示を要望することであります。

次に 2 点目ですが、交通機関やライフラインの事業者などが行う対策の検討および提示について、でございます。降灰によります交通機関などへの影響や水道供給の継続に、必要な設備の調査研究、そして交通機関やインフラ事業者が備えるべき設備基準などの提示、これを要望いたします。

3 点目であります。復興までを見据えた大量の火山灰の処分指針の策定であります。大量の火山灰の最終処分方法につきましては、自治体、そして関係機関などの意見を踏まえまして、基本的な考え方や指針の提示を要望するものでございます。

その他、発災地の外国人観光客などへの対応につきまして、国、地方の役割分担を明確化しましたガイドラインの検討・提示、そして降灰の影響、地域におけます交通機関の復旧作業、物資郵送などの検討を要望するものでございます。

富士山のことについてはどこまで何をするのかとキリがないほどあるとは思いますが、一つながら着実に進めていく必要があるので、国の方にしっかりと要望を行うということでございます。

次に、農林分野についての取組であります。

資料を1ページおめくりいただいて、まず展示商談会を通じました国産木材の需要の喚起であります。今売り時と言われている国産木材ですが、その消費を拡大するということで、国産木材の展示商談会でウッドコレクションというところがございます。関東地方知事会としてブースの出展をして林業の取組状況、そして木材製品のPRを行っております。

そして2番目ですが、スマート林業の取組の共有ということで、スマート林業の推進に向けまして、DX、そしてICTを活用し、作業を効率化する林業機械の検証などの取組についての情報共有また意見交換を行っております。

3点目になりますが、ニホンジカ対策の連携した実施でございます。近年、増加する造林木に対して、鹿の食害に対応するという必要がございます。そのため、県境等における捕獲の共同実施など、広域的な対策に取り組んで実施状況の共有を行っております。

その他の取組事項の検討状況ですが、会議資料として防災農林部会報告事項に記載をいたしております。ご確認をいただければと存じます。そして、次回の会議に向けまして、引き続き検討進めていきたいのでよろしくお願いいたします。

それでは、今いくつかご説明させていただきました、国への提案ですが、皆様方からのご意見、ご発言あればよろしくお願い致します。

○山梨県知事

ありがとうございます。火山噴火の際の対応に関して、まさにこの4のその他必要な取組の中の訪日外国人、いわゆるインバウンドの扱いに対して大変心配をしております。いざ実際、富士山に万が一のことがありますと、大勢のインバウンド観光客を東側の羽田・成田にお連れするのは現実問題として不可能ではないかと考えます。場合によっては、西側の中部国際空港あるいは関西国際空港の方面まで、連れて行って、そこから帰っていただくというようなオペレーションが求められると思います。

その場合、超広域避難になりますので、自治体レベルの対応はとても無理で、やはりここは国にしっかり出てきていただくことがまず重要だと思います。

その上で、この話はガイドラインを早急に示して、早くシミュレーションした訓練までやらないと外国人をお迎えする国としての責任を果たすことにならないのではないかと思います。

そこで、もう一步踏み込んでいただいて、ガイドラインの検討・提示、そしてシミュレーション、それに基づく訓練。こういうことまで視野に入れて、早急にそれを不完全でもよいので実行していただく中でいろいろ問題点がさらに見えてくるかと思しますので、そこまで要望の範囲に入れていただきたいと思います。以上です。

○会長

その他いかがでしょうか。今、危機に際しての対応力をより強めること、それに対しての訓練も含めてということでございますが。どうしますか。原案の修正とか。

○山梨県知事

やはり訓練をしてみないと見えてこないものが多いと思います。ガイドラインを作る上でも訓練をやって、またそれをガイドラインに反映させることが必要になってくると思います。

○会長

それでは、今のご要望も入れ込むということで、修文させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

では、そのようにさせていただきます。

いくつかご提案など説明をさせていただきました。要望事項の協議も終了させていただきたいと思えます。ただいま決定されました、要望事項につきまして、まず最後の部分ですが、修文は、後日提案された県と事務局との間で調整してまいります。決定されました提案・要望事項につきましては、政府など関係各方面に対して実現のための要請活動を行うこととい

たしておりますので、この際も皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、それでは昨年度の秋の会議で決議をいたしました提案・要望事項の措置状況につきまして、資料 106 ページ以降のとおりとなっております。

内容について後ほどご覧いただければと存じます。

そして次、協議事項（４）でございます。令和５年度、関東地方の知事会歳入歳出決算（案）でございますが、事務局長からの説明とさせていただきます。どうぞ。

○事務局

それでは資料 119 ページをご覧ください。令和５年度の歳入決算額は 1,365,265 円、歳出決算額は 761,561 円でございます。歳入歳出の差し引き残額は 603,704 円となり、翌年度に繰り越してまいります。詳細は 120 ページ以降に記載してございます。説明は省略いたします。なお、４月 16 日および５月 7 日に今年度監事を担当させておられます、群馬県、神奈川県両県の監査を受け、適正である旨の監査結果をいただいております。説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

○会長

ただいま説明がございました決算案でございますが、何かご意見ございますか。それではご意見ないようですのでよろしいですか。では、令和５年度の決算案については、原案のとおり承認することとさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長

ありがとうございます。それでは案のとおり承認することといたします。多岐にわたりましたけれども、以上で本日の予定をしておりました協議につきましては、全て終了を致しました。活発なご議論誠にありがとうございます。それでは「４ その他」ですが、ここで何かございますか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは皆様方のご協力に改めて感謝申し上げます。最後に、事務局からの説明お願いいたします。

○事務局

次回 10 月 23 日秋の会議につきましては、東京都内での開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

○会長

それでは以上をもちまして、令和 6 年度の定例第一回関東地方知事会議閉会とさせていただきます。皆様、長時間にわたりましてありがとうございます。また、非常に有義な意見を交換できましたこと、感謝申し上げます。ご協力誠にありがとうございます。

以上